

意見書（案）第20号

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	大城美幸
〃	〃	紫野あすか
〃	〃	栗原けんじ

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書

企業・団体献金は、政治家個人、政治家自身が代表を務める資金管理団体、派閥への献金は1999年までに禁止されたが、政党本部や支部への企業・団体献金、企業、団体の政治資金パーティー券購入は認めるという2つの抜け道がつくられ、活用、拡大されてきた。この下で、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる政治資金規正法違反の問題では、主要派閥がそろって、政治資金パーティーで巨額の資金を集めた上、政治資金収支報告書にも記載せずに「裏金」にし、所属議員らに還流していたことが次々と発覚し、大きな問題となっている。

パーティー券の購入者は、大企業や大手業界団体等である。名目上はパーティー参加への対価であるが、実際にはそのほとんどが利益となっており、パーティー券の収入が事実上の企業・団体献金となっている。企業が政治献金やパーティー券の購入を行うのは、企業に有利になるよう政策誘導するためである。金の力で選挙や政治をゆがめることは決して許されない。

再発防止には、こうした裏金事件の徹底解明が必要である。

自民党が提出し、修正された政治資金規正法改定案は、6月6日に衆議院を通過したが、パーティー券購入者の公開基準額を現行の20万円超から5万円超にし、5万円以下は非公開のままとするものである。これでは、裏金づくりの抜け道は塞がらない。さらに、現行法令上定めがない政策活動費を「政党から個人への支出」として規定し、政策活動費を初めて法定化、合法化するものだが、党幹事長などに多額の政策活動費を支出しても政治資金収支報告書の備考欄に「組織活動費」「選挙活動費」「調査研究費」など、大まかな項目別に支出金額、年月を記載するだけで、支出の目的は明らかにされない可能性があり、支出内容が全く不明瞭となり、収支を全て明らかにするという政治資金規正法の趣旨に反する。政策活動費について毎年の上限金額を設定するが、「支出の状況」を公開するのは10年後とされ、制度の具体的な内容は明らかにされず、上限金額が大きく膨らむ可能性や、公開時に領収書と明細書がない場合があり得、しかも10年後に違法、不適切な支出が分かっても、党幹部や議員の交代、政党の離合集散などがあれば責任は曖昧にされてしまう。今回の改定案は極めて不十分な対策であり、国民からの評価も低い。国民の政治不信の回復に向けて、根本的な見直しによる、より一層の対策が必要である。

よって、本市議会は、国会に対し、政治資金規正法の改正により下記の事項を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 企業・団体献金を、政治資金パーティー券の購入も含めて、全面的に禁止すること。
- 2 政策活動費を廃止すること。

3 政治家に会計責任者と同等の責任を負わせる措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明